

連結会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

ただし、一部の連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
ただし、一部の連結対象団体においては、上記の限りではありません。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計、土地取得事業特別会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100.0 %
全体会計	介護保険事業特別会計	特別会計	全部	100.0 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部	100.0 %
全体会計	泉大津市水道事業会計	公営企業会計	全部	100.0 %
全体会計	泉大津市病院事業会計	公営企業会計	全部	100.0 %
全体会計	泉大津市下水道事業会計	公営企業会計	全部	100.0 %
連結会計	泉北環境整備施設組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	23.6 %
連結会計	泉大津市、和泉市墓地組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	93.5 %
連結会計	高石市泉大津市墓地組合	一部事務組合・ 広域連合	比例	8.3 %
連結会計	大阪府都市ポートレース企業団	一部事務組合・ 広域連合	比例	4.6 %
連結会計	大阪広域水道企業団	一部事務組合・ 広域連合	比例	1.6 %
連結会計	大阪府後期高齢者医療広域連合 一般会計	一部事務組合・ 広域連合	比例	0.9 %
連結会計	大阪府後期高齢者医療広域連合 特別会計	一部事務組合・ 広域連合	比例	0.8 %
連結会計	泉大津埠頭株式会社	第三セクター等	比例	51.7 %
連結会計	泉大津マリノ株式会社	第三セクター等	比例	33.3 %

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。